

お 知 ら せ

2011年6月3日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一

今般、当社におきまして、関西国際空港内にて「LCCエプロン照明灯等設置工事」の発注を予定しており、この工事を実施していただく方を「公募型複数者指名競争（価格交渉方式）」により決定いたします。

本件の競争に参加希望される方を、下記要領により募集しますので、お知らせします。

なお、取引希望の申し出を提出された方であっても、今回の競争に参加希望される方は、本要領により応募していただく必要があります。

記

1．発注案件の概要

(1) 工事件名 LCCエプロン照明灯等設置工事

(2) 工事場所 関西国際空港島内

(3) 工事概要

本工事は、関西国際空港のLCC（ローコストキャリア）エプロンにエプロン照明灯等の設置を行う工事です。

(4) 工事数量

・エプロン照明灯	9基
・監視設備	1式
・幹線ダクト設備	1式
・2期A共同溝付帯設備	1式

工事数量は変更する場合があります。

(5) 工期：契約締結後～2012年 8月下旬予定

工期は変更する場合があります。

2．発注手続き

公募型複数者指名競争（価格交渉方式）

3. 応募資格

競争参加招請者として決定されるためには、単体企業として次のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 当社における平成 22・23 年度取引希望の「電気工事」に登録されていること。尚、未登録の場合は、応募前までに取引希望申し出関係書類の提出を済ませておくことが必要です。取引希望申し出関係書類の提出方法については、当社ホームページ「発注情報」の取引希望申し出専用ページをご覧ください。
- (2) 本競争に参加される企業においては、成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこととします。
- (3) 本競争に参加される企業においては、当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこととします。当社に取引希望を出していない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に問い合わせをし、応募の可否を確認することとします。
- (4) 本競争に参加される企業においては、本工事に係る設計業務等の請負者または、当該請負者と資本もしくは、人事面において関連がある建設業者でない方とします。
- (5) 本競争に参加される企業においては、日本国の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号、以下「建設業法」という）に基づく、電気工事業の許可を取得している者であることとします。
- (6) 入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係または、人的関係等（次の ~ ）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は、認めないこととします。

資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合。
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

人的関係

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法または、民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

その他入札の適正が阻害されると認められる場合。

- ・ または、 と同視しうる関係が認められる場合。

- (7) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を

有していると認められるとき。

入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申出者の資格の有無に関わらず、第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

- (8) 本競争に参加される企業においては、次のすべての条件を満たすことが必要です。

建設業法第27条の23の規定に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が行う経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新)において「電気工事」の部門に付与された総合評定値(P)が1,150点以上である方。

2001年4月1日以降に元請(単独または、共同企業体受注)として、供用中の空港・飛行場の制限区域内において、航空灯火工事の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る)

- (9) 本競争に参加される企業においては、次の全ての基準を満たす主任技術者または監理技術者を本工事に専任で配置しなければならない。

なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時に本工事に配置できることとします。

建設業法に基づく1級電気施工管理技士または技術士(電気電子部門)の資格を有すること。

これまでに、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として、供用中の空港・飛行場の制限区域内での航空灯火工事の施工経験があること。

監理技術者においては、監理技術者資格者証を有すること。

4. 応募書類の提出期限

2011年6月24日(金曜日)午後4時まで(郵送による場合も左記期限に必着)

5. 応募方法

- (1) 応募用紙の交付および応募書類の提出場所並びに本件発注に関する窓口(コンタクトポイント)

関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ

TEL: 072-455-2127 FAX: 072-455-2044

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル

ただし、郵送により応募用紙の交付を希望される方は、重量200gを郵送するのに相当する郵便切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒(31cm×22cm以上)を添えてお申し込み下さい。

また、応募書類を郵送でご提出される場合は、担当者のお名刺を2枚同封願います。

(2) 交付および受付時間

2011年6月3日(金曜日)から上記4に示す日までの次の時間帯で行ないます。

平日：午前10時から正午、午後1時から午後4時まで

なお、土曜日、日曜日および祝日は取り扱いません。

(3) 応募手続きに用いる言語および通貨

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)

(4) 関係法規

日本国内の関係法規・条例

(5) 応募手続きに必要な書類(~ , は所定の応募書類)

競争参加応募書

応募者調査票

経営規模等総括表

施工実績及び当該工事契約書の写し

配置予定の主任(監理)技術者の資格・施工実績

最新2期分の決算報告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)の写し

建設業法に基づく電気工事業の許可を証明する書類

秘密情報に関する誓約書(NDA)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更生手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者、あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し(例：裁判所からの文書等)

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること。

7. 契約約款および発注概要書の閲覧・入手方法

本工事に係る契約約款及び発注概要書は、当社の閲覧窓口において閲覧に供するとともに、希望者には上記5.に示す場所にて配布致します。

8. 競争参加招請者の選定方法等

(1) 競争参加招請者決定方法

3. 応募資格の資格に記載された条件を全て満たした方を競争参加招請者とします。

(2) 通知の時期および方法

競争参加招請者として決定しました方については、2011年7月上旬頃に当社から「競争参加招請通知」及び「仕様書」等の送付により通知します。なお、競争に招請されなかった方にも書面にて通知します。

9. 仕様に関する質疑について

競争参加招請後、仕様に関して質疑がある場合には、競争参加招請の際に別途定める期日までに文書によって回答を求めることができます。

10. 契約の相手方の決定方法等

(1) 契約の相手方の決定方法

見積書提出日時・場所において当社に有利な見積書を提示された上位3者までを選定し、価格交渉の相手方である旨を通知します。なお、価格交渉の相手方として選定されなかった方に対しては、特段の通知等を行いませんので、ご承知おき下さい。価格交渉の相手方である方と契約価格、見積内訳書、その他契約条件について協議し、合意すれば、契約の相手方とします。

また、次に掲げる場合の一に該当すると当社が判断した場合は、協議の対象としない場合があります。

なお、価格交渉時の参考資料として、維持管理費の提出も求めさせていただきます。

見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれが、あって、著しく不相当と認められる場合。

(2) 見積合わせ

2011年8月上旬頃を予定（当社の都合により変更する場合があります。）

(3) 契約後V E（Value Engineering）提案

本工事の契約締結後、V E提案（当社案に対する代案）を受け付けます。提出されたV E提案については、当社でその採否を審査します。

11. その他

当社では、契約金額が300万円以上の工事、調査等において、契約の相手方から同意を得られた場合に、電子契約を利用します。利用する電子契約サービスは、（株）コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」です。サービスの詳細は、（株）コンストラクション・イーシー・ドットコム社のホームページ <http://www.construction-ec.com> をご覧ください。